

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成25年6月20日(木)

開会 9時30分

閉会 10時34分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 真伏利典、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 三井清輝、課長補佐兼班長 柏屋典生

教職員課 課長 梅村和弘、班長 吉田淳、主幹 奥出博之

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 堀内英樹

高校教育課 課長 倉田裕司、班長 松岡泰之、指導主事 井村晴生

特別支援教育課 課長 東直也、課長補佐兼班長 森井博之、主査 酒井未央
指導主事 大瀧剛

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第18号 専決処分の承認について(補正予算第2号関係)	原案可決
議案第19号 専決処分の承認について(副知事等の給与の臨時特例に関する条例案)	原案可決
議案第20号 平成26年度三重県立特別支援学校の学科改編等について	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について

報告2 平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援
学校入学者選考実施日程について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成25年6月5日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第20号は、意思形成過程であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第19号を審議したあと議案第18号を審議し、報告1及び報告2の報告を受けたあと、非公開の議案第20号を審議する順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第19号 専決処分の承認について（副知事等の給与の臨時特例に関する条例案）
(公開)

(紀平福利・給与課長説明)

議案第19号 専決処分の承認について（副知事等の給与の臨時特例に関する条例案）

平成25年6月11日急施を要したため、別紙のとおり副知事等の給与の臨時特例に関する条例案に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求めらる。平成25年6月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 副知事等の給与の臨時特例に関する条例案について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

条例案について説明をさせていただきます。1ページの議案第122号のところですが、これは条文になっております。教育委員会で関連しますのは、第1条の（目的）のところと、第3条の（教育長の給料の額の特例）に関するところ、第6条の（職員
の給料及び管理職手当の月額の特例）のところ、第8条の（適用除外）、これに関し

て附則が関連する条文になります。条例案の概要につきましては、次の条例案要綱でご説明をさせていただきます。

「制定理由」ですが、県の厳しい財政状況の中、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、副知事等の給与を特例的に減ずる必要があるため、この条例を制定する。

「制定内容」ですが、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、副知事等の給与を減額するための特例を定めるものとする。教育長の給料の月額100分の10を減ずる。公立学校職員及び事務局職員の職務の級の区分等に応じ、当該職員の給料の月額100分の8から100分の3.9までに相当する額を減ずる。職員の管理職手当の月額100分の10を減ずる。平成25年7月末まで実施予定であった公立学校の管理職員等に対する給料の月額の減額措置8%については、その7月分相当を平成25年12月に支給される期末手当から減額する。

「施行期日」は平成25年7月1日から施行するというものです。

内容について補足をして参考資料でご説明をさせていただきます。減額の対象になる者は、公立学校職員の給与に関する条例ですとか、書かせていただいております条例の職員のみです。ただし、臨時的任用学校栄養職員ですとか、以下に記載の職員については除いております。

減額の期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9か月間です。給料の具体的な減額率を示したものが、以下の表になります。白い表の「行政職給料表」との均衡を考えまして、教育委員会につきましては、教育職給料表、その他学校栄養職、現業職などの率を定めました。見ていただきますと、例えば教育職1、2級などの者にはアスタリスクで率が2つに分かれております。これにつきましては、下で見ていただきますと期末・勤勉手当の職務加算の対象となる者が5.9%ということで、職務加算と申しますのは、職務の複雑さや困難さ、責任の程度を考慮して算定の基礎となる給与額や地域手当の合計額に5%から20%の加算がされております。その者に対しては、この表で見ていただきますとおり、率を分けて決定をしました。3級のところの一番上の表を見ていただきますと、7.5%、アスタリスクが2となっております。これにつきましては、下に記載のとおり管理職手当を支給されている者は7.5%という整理をしました。一番下の期限付講師ですとか、以下に記載の職員は職務加算の対象ではありませんので、そのような整理をしました。

2ページを見ていただきますと、具体的に校長や教頭につきましては7.5%、事務長は行政職で7.5%、以下、記載のとおり、その職種と級に応じた整理をいたしております。

手当ですが、管理職手当は一律10%の減額を行いました。それ以外の期末・勤勉手当、その他の諸手当は減額はいたしませんでした。7月末まで実施予定であった管理職の8%の減額措置は12月の期末手当から減額をするように整理いたしました。

【質疑】

委員長

議案第19号についてはいかがでしょうか。

今までずっと給与の月額減額措置8%を7月末までやって、それを12月に支給される期末手当から減額するというのは、このままやると7月がガクッと減ることになるからということですか。

福利・給与課長

そうです。15%を超えるような率になりますので、それはよろしくないということでそのような措置をいたしました。

委員長

だから、7.5%とか5.9%の減額が始まるので、この8%の減額措置の7月分はやめようという選択肢はなかったんですか。

福利・給与課長

それはないです。知事部局では3月で終わっておりますし、教育委員会ではそれをずれた形でスタートしましたので、確保しなければいけない財源というのは決まっております。

委員長

知事部局は終わっているけど、教育委員会はずれて始まった分だからということですね。

福利・給与課長

それで、検討の中では、例えばひと月ずつ1%ずつを取ってはどうかという検討案もありましたが、12月の期末手当の減額措置はありませんので、そこで整理をしたほうがいいのかということとなりました。

丹保委員

給料は高ければ高いほどいいわけですが、しかし、財政的には大変だということで、最初は聞くところによると、もう少し高いパーセントだったのを、県側もかなり努力をさせていただいてここまで下げていただいたということなので、もちろんもっと下げればいいんですが、これはこれでかなり努力していただいたのではないかとこのように感じております。

そういう意味では3%台とか、ここには勤勉手当とかは入っていないわけですね、この3.9%には。そういう意味ではかなり努力していただいたと感じています。

細かいところだけ、私、よく分からないので教えていただきたいところは、注の期末・勤勉手当の職務加算というのは、具体的にどういうことをいうんですか。

福利・給与課長

職務加算というのは、参考資料で、例えば教育職1級の方、アスタリスク1のところですが、在職して5年以上で33歳以上の方とか、教育職2級、大学をストレートで卒業しまして経験をされて9年経つと31歳になりますが、その方につきましては、職務加算率が5%ですので、期末・勤勉手当の基礎額として給料月額と地域手当の合計額に5%が加算されます。

丹保委員

そうすると、1級と2級の方に、5年以上と大卒9年以上の方には自動的にこれだけついていると。それを職務加算という風に言っているということですね。

福利・給与課長

職務が段々複雑になったり、困難になったり、責任も付いてきますので、行政職の者もそうですが、そういう加算が付きますので、その方たちについては同じ級の中でも率を変更させていただいています。

丹保委員

地域手当というのは4%でしたか。それプラス1%の5%ということですか、この下のほうの加算は。

福利・給与課長

給料の額にそれに対する4%を掛けたのは地域手当になる、給料とその地域手当の合計額に対して5%掛けるのが職務加算ということになります。

丹保委員

4%をして、それに対して5%と。分かりました。ありがとうございました。

委員長

他にございますか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

議案第18号 専決処分の承認について（補正予算第2号関係）（公開）

（三井予算経理課長説明）

議案第18号 専決処分の承認について（補正予算第2号関係）

平成25年6月11日急施を要したため、別紙のとおり平成25年度三重県一般会計補正予算(第2号)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成25年6月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成25年度三重県一般会計補正予算(第2号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

今回専決処分させていただいた補正予算第2号ですが、前回の教育委員会である6月5日の定例会時点では、補正予算の内容が確定しておらず、その後、確定いたしました6月12日に開催中の県議会へ上程する必要があったため専決処分をさせていただいたものでございます。

次のページをご覧ください。補正予算のうち、教育委員会に関する部分についての知事からの意見照会に対しまして、原案に同意する旨、6月11日に回答させていただきました。その裏面が照会文でございます。

では、1ページの歳出補正予算の表をご覧ください。先ほどの専決処分の承認をいただきました副知事等の給与の臨時特例に関する条例案に基づき、給与を特例的に減ずる一方、当初予算で一部計上を見送った退職手当、これは勸奨退職分と普通退職分

でございます。なお、定年退職分は当初予算に計上済みでございます。この未計上の退職手当につきまして、所要額の計上を行うもので、給与の減額と退職手当の増額で差引2,615,126千円の増額補正となっております。教育委員会を含めた県の一般会計全体では、2,290,831千円の補正予算額でございます。

補正予算の内容につきましては、次のページをご覧ください。教育総務費の事務局人件費では、24,356千円の減額、次の行の教職員退職手当は、6,060,127千円の増額、次の行からの小学校人件費、中学校人件費、高等学校人件費、特別支援学校人件費、それぞれ給与関係条例に基づく減額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【質疑】

委員長

議案第18号はいかがでしょうか。先ほどの給与の減額の部分で減って、当初予算で計上を見送った退職手当を計上したという差引の補正であります。いかがでしょうか、何かございますか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

・審議事項

報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について（公開）
（梅村教職員課長説明）

報告1 平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について

平成26年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込み状況について、別紙のとおり報告する。平成25年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

資料1 ページをご覧ください。平成26年度の教員採用選考試験ですが、5月13日に実施要項を発表いたしました。5月17日から6月3日まで申込みを受け付けまして、この度、申込み状況の取りまとめができましたので、今日、ご報告いたします。

1 ページをご覧ください。平成26年度採用というのが今回の試験で、表の右側には平成25年度採用の実績が書いてございます。校種別に見ていただきますと、小学校教諭の申込者が今年度1,083名で、昨年と比べ8名の増、中学校教諭が1,042名で2名の減、高等学校が891名で47名の減、特別支援学校教諭が84名で12名の増、養護教諭が238名で11名の増、栄養教諭が57名で9名の減となっております。トータルで見ますと申込者の総数が3,395名で、昨年が3,422名ですので、27名の減となっております。それぞれの採用見込み数での暫定的な倍率ですが、申込者数と採用見込み数を比べますと、小学校の3.7倍をはじめとして合計では5.6倍となっております。

それぞれの校種・教科で一般選考と特別選考がございますので、その特別選考と一般選考の申込者が表の下段にございます。大部分が一般選考で2,770名の応募がありましたが、以下、障がい者特別選考が5名、スポーツ特別選考〔Ⅰ〕が3名、〔Ⅱ〕

が35名等々、それぞれの特別選考への申込者数が出ております。増減を見ていただきますと、スポーツ特別選考の〔Ⅱ〕が、今回18名の増で、申込者の増減の中ではかなり増えておりますが、これにつきましては、今回少し見直しをいたしまして取り組ませてもらったところです。

詳細は資料の2ページをご覧ください。中学校、高等学校の教科別となっております。それぞれ各教科別に見ていただきますと、例えば小学校教諭は一本ですので1,083名ですが、中学校教諭を見ていただきますと、多い教科では保健体育が211名で一番多くなっておりまして、社会、国語も申込者が多くなっておりまして。高等学校教諭を見ていただきますと、こちらでも保健体育が204名で一番多くなっておりまして。そのあと、国語、地理歴史が94、92名で多くなっておりまして。特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭は、ご覧のとおりです。

3ページに過去からの申込みの状況と実施状況を一覧表にしておりまして、特に表の一番下の申込者数合計を見ていただきますと、大体2,000名台から3,000名台で推移しております。ここ数年は3千2、3百で、昨年が3,422名と過去から見ますと一番多くはなっていますが、今年度はそれよりは若干減ったという状況です。

【質疑】

委員長

採用選考試験の申込み状況であります、これについていかがでしょうか。

丹保委員

この資料は公にされている資料ですか。オープンにして良い資料ですか。

教職員課長

今日、ここで報告させていただきオープンにさせていただくという資料です。

丹保委員

これからオープンにするわけですね。この実施状況も含めてですか。

教職員課長

2ページまでの分です。

丹保委員

1ページ、2ページまではオープンにする。3ページ目はオープンにしても良い資料ですか、そうじゃない資料ですか。

教職員課長

オープンにさせていただいていい資料です。先ほどのオープンといいますのは、2ページをホームページに載せるという意味で申し上げました。

丹保委員

この資料はマル秘の資料ですかという質問ですが、そうじゃないんですね。分かりました。それを確認しておきたいと思ひまして。最近、そういうのに敏感になっていきますので。

それで、もう1つは、中学校や高等学校の国語とか社会とかありますが、これは何名採用するかというのはあらかじめオープンにしないんですね。

教職員課長

そこはオープンにしてごさいません。

丹保委員

そうなんです。これまでもずっとそうなので難しいんだろうと思いますが、受験をする側からすると、すごく不安材料でもあるんですね。できない事情を少し分かりながらこういうことを言っているんですが、何かいい方法はないかと前から思っているんですが、ないんでしょうか。

つまり、1人しか採用しないのか、10人採用するかは全然違うんですね。その辺は数をオープンにすることは難しいんでしょうねということ、確認だけ。

教職員課長

それぞれの個別の教科の数を公表するのは難しいです。

丹保委員

難しいんですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長

2ページの表で見ると、水産の機関は3人いらっしゃるから、今年は採れそうだという見込みでいいのかな。

教職員課長

そう思っております。

委員長

もちろんゼロもあり得るということですね。

教職員課長

試験をしてみないと分からないところもありますが、昨年のように申込みがゼロではごさいませんので、採用の可能性はあると思っております。

委員長

ということなんです。

教育長

初めての委員もみえるので、なぜオープンにできないのか、理由を説明してください。

教職員・施設担当次長

中学校、高等学校は教科がございまして、来年度、どの教科の方が退職されるかとか、生徒の希望等に応じて、それぞれの高等学校で国語の必要授業数がどれだけ増えるとか、そういったものも変わってきますので、今現在で教科ごとに出すのは非常に難しく、秋ぐらいでようやく来年度その教科の退職される方とか必要数が決まっていますので、今の段階では出せないというところも一つの大きな要因です。

委員長

ということで、この細分化した科目別の採用見込み数というのは、今の段階では出せないということですね。

教職員・施設担当次長

大枠で高等学校教諭とか、そういう風にさせていただいております。

委員長

確かに丹保委員がおっしゃるように、受験生にとったら不安ですね。目処がつかないですもんね。

丹保委員

小学校の採用見込数が目立つような気がするんですが、数がすごく多いですね。この要因はどこにあるんですか。年齢構成で計算すると多い感じがするんですね。私は以前、15年ぐらいに計算したことがあるんですが、今年の私の計算でも少ない予定のものが、ちょっと増えているんですね。この辺の予定は、多分退職する方が多いんだらうと思いますが、その辺の事情は何か分かりますか。

教職員課長

今年、採用見込みを立てましたときに、退職者の見込みがかなり多いということが一番の大きな要因でございます。

丹保委員

その理由が聞きたいんです。

教職員課長

年齢構成で退職の方が多いということです。

丹保委員

多分単純に計算すると、そのようにならないと思うんです。つまり早く辞める方が多いからじゃないですか。

委員長

とは思うけど。

丹保委員

早く辞める人が多いので、普通に計算をしてもうちょっと少ないんじゃないかと思ってたんですが。去年も今年もそうですが、多くなった理由は何かあるんですかということ、つまり早くお辞めになる方がなぜ多いんですかということを知りたいんです。

教職員課長

昨年は見込みよりも退職者が確かに多くなっております。特に昨年、退職者が多くなったのもありまして、今年の4月で正規職員の数が減ってしまって講師が増えているという事情もありますので、それについて補填するという意味も今年の試験ではあり、それで若干多くなっています。

丹保委員

それは分かるんですが、なぜ早くお辞めになるのかなということ。つまり税金を使って教師を育成しているわけですね。その人たちが全うしないで早く辞めてしまうというのは、ある意味、損失なんですね。だから、なぜ早くお辞めになるのかということがお伺いしたいんです。

教職員・施設担当次長

推測、可能性でしかないのですが、昨年度、退職手当の削減というのをしまして、3年間かけて、今年度から減額するんですが、今年の3月31日と来年の3月31日では2百数十万円減額されるということもありますので、早期に退職された方が多い

のかなというのも一つの要因、可能性でしかないんですが、それはあるかと思います。

丹保委員

もう一つ、それがなくても早く辞める人がかなりいるんですね。特に女性の方に多いと聞いてるんですが、そういう方はなるべく最後まで、教員としてベテランの域に達している人たちですから、最後までいることができるような環境づくりみたいなものも必要かと思うんですが、その辺りはいかがですか。

研修担当次長

私の同級生もたくさん辞めてまいりました。その同級生が辞めるときに言うのが、まず一つは体力的にきつくなってきたということ。それから、もう一つは、家庭的に自分の子どもも巣立ち、どうしても自分が働かなくてもいいという状況になったというのも言っております。いろいろな状況があると思いますが、次の自分の新しい人生に向けて早くスタートを切りたいと言う人もおりました。

丹保委員

西口さんはぜひ全うしていただきたい。ありがとうございました。

委員長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本当に定年まできっちり勤め上げるような体制を作らないといけないですね。給料は減らされるわ、退職金は減らされるわ、学校現場ではいろいろきつくなってきたといったら、辞めるという選択肢になるというのは、確かに損失ではありますので。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について (公開)

(倉田高校教育課長説明)

報告2 平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。平成25年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長・特別支援教育課長。

まず日程を報告させていただく前に、本県の県立高校の入学者選抜制度について簡単に説明をさせていただきますので、お配りしておりますリーフレット「県立高等学校をめざすあなたへ」というのをお開きいただき、紙面の中央あたりをご覧ください。本県では、平成20年度選抜からですが、前期選抜と後期選抜による入学者選抜を実施しております。前期選抜につきましては、実施を希望する高等学校が面接や作文あるいは自校の特色に合わせて指定する検査、例えば芸術や体育等に関する学科においては実技検査が行われますが、このような検査により実施いたします。

一方、後期選抜では、5教科の学力検査等によって中学校での学習の成果を評価する選抜でございます。

選抜日程につきましては、そのリーフレットの裏面をご覧ください、その上段です。これについては、中学校や高等学校が年間計画を立てる必要がありますので、それぞれ予定として検査日あるいは合格者発表日について、既に発表をしております。今回、入学願書等の受付期間等を含めまして、すべて正式に策定をいたしましたので、ご報告いたします。

それでは、資料のほうをご覧ください。1ページ、まず検査日ですが、前期選抜は2月6日木曜日及び2月7日金曜日のいずれか1日、もしくは両日で実施をいたします。連携型中高一貫教育に係る選抜、あるいは、過年度生を対象とした特別選抜もこの日程に合わせて実施をいたします。合格内定通知は、2月13日木曜日に行います。

後期選抜は、3月11日火曜日に実施をし、3月18日火曜日に前期選抜の合格内定者も含めて合格発表を行います。

また、病気等、やむを得ない理由によって後期選抜を欠席した者を対象とします追加検査、及び合格者が入学定員に満たなかった高校における再募集を3月24日月曜日に実施をいたします。合格発表は3月26日水曜日に行います。

さらに、夜間定時制課程のみとなりますが、再募集において入学定員に満たなかった場合、追加募集を3月28日金曜日に実施をします。合格発表は、翌3月29日土曜日となります。また、これらの選抜に伴います入学願書受付期間あるいは諸手続等の詳細については、資料のとおりとなっております。

日程全体につきまして平成25年度選抜に比べまして、それぞれ1日もしくは2日早くなった形となっておりますが、これは曜日の関係ということでこのような形となりました。

次に、その下の、通信制課程です。前期選抜及び後期選抜は、全日制課程及び定時制課程と同様の日程で実施をいたします。再募集は例年どおり4月の初旬といたしまして、平成26年度選抜においては4月6日日曜日に実施をいたします。

高等学校入学者選抜に関する日程については、以上でございます。

続きまして、特別支援学校入学者選考の日程について、報告者を替えてご説明をいたします。

(東特別支援教育課長説明)

同じく資料下の部分にあります平成26年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程をご覧ください。特別支援学校の入学者選考については、選考日を2回設定しております。日程は、高等学校の入学者選抜実施日程と合わせて実施をいたします。

まず選考ですが、出願期間を1月27日から1月30日の4日間とし、2月7日に選考を行います。合格発表は2月13日となります。

再募集の選考は、出願期間を2月21日から2月26日の4日間とし、3月11日に選考を行います。合格発表は3月13日となります。

なお、一番下に書いてありますように、県立特別支援学校の受検の希望がある生徒については、入学願書受付締切日の前日、1月29日までに出席を希望する学校において、必ず教育相談を受けることとします。この教育相談は、特別支援学校が生徒の実態把握を行うとともに、保護者の方や生徒本人にその日の授業の様子なども見ていただいて、それぞれの学校への理解を深めていただくことを目的として行っているも

のです。

以上が、平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての報告でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

去年も聞いたような記憶がありますが、特別支援学校の場合は、最初に教育相談を受けて出願をする。その後、その時は特別支援学校を考えてなかったけれども、再募集があるから特別支援学校を希望する場合にも、1月29日までには教育相談を受けていなければいけなかったんですか。

特別支援教育課長

はい、そのようにしております。1月29日までの段階において、どちらの受検をしようかと最後まで悩んでおられる生徒も何名かおられることもありますので、学校も総数等を把握する必要もございますので、いずれの場合も29日までに相談は受けてくださいとご案内をしております。

委員長

再募集があった場合に、3月11日に受けますという選択肢はあるけれども、これは教育相談を受けてないとだめということなんですね。

ということではありますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。何かありますか。

教育長

通信制課程の日程で4月1日、6日、11日とありますが、その学校の今のスタンス、その辺りはどう聞いているかという確認をさせていただきます。過去に年度内にやりたいという学校もあったように思うんですが、通信制2校、北星高校と松阪高校通信がありますが、両方ともこの日程でいいと言っているのか、その辺り、通信の見直しが校長会からも昔は年度内に終わらせて欲しいという意見と、松阪高校の校長は新年度もという話と両方に分かれておったんですが、最近はそんな話は聞いてないですか。

高校教育課長

特にそういう話は聞いてなくて、4月に入った初旬に昨年も実施をさせていただきましたが、特に昨年度の選抜に関して該当校から意見等はありませんでした。

教育長

確認をしておいて欲しいのは、新年度に入って11日間、新学期が始まっていくことがあるので、その辺り、きちんとスタートが切れているのかどうか、全日制と通信との間、特に松阪高校通信ですが、校長が替わったら変わっていくのかというところが、受検生にとってこれですと来ているのでいいとは思いますが、職員から年度内に作業を終わらせて欲しいという強い要望が過去にあったので、また確認しておいてください。

高校教育課長

確認をさせていただきます。

委員長

お願いします。他の点はよろしいでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第20号 平成26年度三重県立特別支援学校の学科改編等について（非公開）

特別支援教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。